

国保だより

NO.82

発行：野田市 国保年金課 ☎7125-1111 内線3115～3121 平成27年4月1日

国保に加入するとき、やめるとき

手続は14日以内に

4月は、就職や入学、転出・転居など異動の多い時期です。退職などで職場の健康保険をやめたときは「国保に加入する届出」、就職などで他の健康保険に加入したときは「国保をやめる届出」が必要です。

届出の際には、届出者の本人確認できるもの（運転免許証等顔写真真付のもの）のほか、それぞれの届出に応じて必要書類を以下のとおりお持ちください。

国保に加入するとき

- ◆他の市区町村から転入してきたとき
 - ① 前住所地の転出証明書
- ◆職場の健康保険をやめたとき（健康保険の被扶養者でなくなったとき）
 - ① 退職証明書（離職証明書）又は健康保険の資格喪失証明書など
 - ② 年金手帳（60歳未満の方）
- ◆子供が生まれたとき
 - ① 国民健康保険証
 - ② 印鑑
 - ③ 母子健康手帳

加入の届出が遅れると

届出をしない間は、保険証がないため、やむを得ない場合を除き医療費を全額自己負担しなければなりません。

国保をやめるとき

- 国民健康保険税は、加入の届出を行った日ではなく、国保の資格を得た月（退職の翌日、転入日等）の分まで遡って納めなければなりません。
- ◆他の市区町村に転出するとき
 - ① 国民健康保険証
 - ◆職場の健康保険に加入したとき（健康保険の被扶養者になったとき）
 - ① 国民健康保険証
 - ② 職場の健康保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）
 - ◆国保加入者が死亡したとき など
 - ① 国民健康保険証
 - ② 印鑑（葬祭執行者、来庁される方）

やめる(脱退)届出が遅れると

国保の資格が無くなっていくにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくことになりません。

また、いつまでも国保加入者として資格が継続するため、国保税がかかり続けます。

【届出窓口】
市役所国保年金課
(5番窓口)
関宿支所、各出張所

窓 口



国民健康保険窓口のご案内

主な届出	市役所	関宿支所	出張所※
加入の届出	○	○	○
脱退の届出	○	○	○
限度額適用認定証等の交付	○	-	-
はり・きゅう・あん摩等施設 利用券の交付	○	○	○

※出張所は、次の3か所にあります。
南出張所（南コミュニティセンター内）
北出張所（北コミュニティセンター内）
中央出張所（樺のホール内）

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待たせすることがございますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

海外療養費制度（野田市国民健康保険）を利用される方へ

国民健康保険に加入している方が、海外で急病や突然の怪我など、やむを得ない理由で現地の医療機関で治療を受けた場合、帰国後、海外療養費の支給申請していただき審査に通れば、自己負担分を除いた診療費用分を海外療養費として、支給いたします。

海外療養費を申請する場合、治療を受けられた方のパスポートの提示（コピー不可）が必須になります。

これは海外での治療期間と渡航期間を確認するためですので、ご協力を願います。

【必要書類】

- ① 保険証
- ② 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ 世帯主名義の口座番号の分かるもの
- ⑥ パスポート

※②③が外国語のときは日本語翻訳文（翻訳者の住所、氏名も記載）



ご不明な点は、国保年金課まで事前にお問合せください。

医療費が高額になったとき

ひと月の医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額（下表）を超えた分が払い戻される高額療養費制度があります。

限度額適用認定証について

限度額適用認定証は、あらかじめ交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができるもので、これにより一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

自己負担限度額について

高額療養費の自己負担限度額は、毎年8月から、国保加入者及び世帯主の前年の所得によって区分が判定されます。国保加入者の中に一人でも未申告の方がいると正しく判定できません。収入のない方についても所得申告をされなければ住民税非課税の区分には該当しません。国保加入者及び世帯主の方は、収入がない場合であっても必ず収入0円等の市民税申告をしてください。※世帯の国保加入者に、資格及び所得の変更等の異動が生じると区分が変わることがあります。

70歳未満の方 自己負担限度額（月額）

所得区分 年間所得 ※1	3回まで	多数回該当 ※2
901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

※1 年間所得＝総所得金額－基礎控除（33万円）

※2 多数回該当＝直近の1、2か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合

70歳以上75歳未満の方 自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院（世帯単位）	多数回該当 ※2
現役並所得	44,400円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	—
低所得Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ 住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	—

はり・きゅう・あん摩等
施設利用券の交付を開始

はり・きゅう・あん摩等の市内指定施設所で施術を受けた場合、利用券一枚につき800円が助成されます。

【申請受付】4月1日から
【申請窓口】国保年金課、関宿支所、各出張所

【交付対象者】国保に加入する満45歳以上75歳未満の方。ただし、国保税に未納があると、交付できない場合があります。

※保険証を持参。



全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

平成27年度の健康保険料率は、全国平均保険料率を平成26年度と同率の10・00％に堅持することから、過去の精算分を含めて、平成27年4月分（5月納付分）より9・93％から9・97％に引上げを、お願いせざるを得なくなりました。厳しい経済情勢の中ではありますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ】

TEL 0433080522
全国健康保険協会（協会けんぽ）
千葉支部 企画総務グループ

国保税の納付はお済みですか？

平成26年度の国民健康保険税の納期は第8期まで終了しました。未納がある方は早急に納付をお願いいたします。

国民健康保険税に未納がある方には、督促状、催告書等を発送し、自主納付や納付相談の案内をしています。それでも納付されない場合は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納が続くと被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書（医療費等は、一旦全額自己負担になります）を交付します。

特別な事情があり未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず、早めに関税課で納付相談を受けてください。



【納付相談等窓口・日時】

市役所2階収税課
平日8時30分～20時（祝日除く）
日曜日8時30分～17時15分
関宿支所1階収税課
平日8時30分～17時15分（祝日除く）
※土曜日・年末年始は除きます

国保税の納付は

便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

納税通知書に綴られた専用はがきか、市内金融機関と収税課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」で申し込んでください。



【申込みの際の注意事項】

- ・ 預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・ 納税義務者は世帯主です。
- ・ 口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

全国のコンビニ等でも

国保税の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていますので、納付の際は、納期や金額、期別をよく確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた場合は、ゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア等では納付できません。なお領収証書は大切に保管してください。

所得に関する市県民税の申告はお済みですか!!

所得が無い、少ないからといって、所得申告をせずに未申告になっていると国保税の軽減判定、高額療養費の自己負担額の判定ができないため、必ず申告してください。

平成27年度の国保税の納期

納税通知書は、7月中旬に世帯主宛に郵送します。通常、4月から翌年3月までの1年分を、7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

他の健康保険の被扶養者には該当される方はいません

職場の健康保険などに加入する方の家族は、その健康保険の被扶養者になれる場合がありますので、年間収入等の認定基準を勤務先に確認ください。

職場の健康保険では、被扶養者が増えても給与から支払う健康保険料は変わりません。国保の場合は加入者が一人増える毎に均等割等の国保税が増額になります。被扶養者になった場合は、国保をやめる手続を忘れずにしてください。

還付金詐欺にご注意ください!

野田市内にお住まいの方に、市役所等の職員を名乗る者から、「国民健康保険の還付の通知を送付している。」などの偽りの内容の電話がかかってきています。

市から、電話で「キャッシュカード等の番号や暗証番号を尋ねる」、「ATMの操作を求めろ」ことは絶対ありません。

電話の指示どおりに操作をすると、自分の口座から犯人にお金を振り込んでしまいます。ATMに誘導するような電話は詐欺ですので絶対に振り込むようなことはしないでください。

不審な電話や郵便などがあつた場合には、要求に従わずに、すぐに警察、又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルにご相談ください。相談専用ダイヤルは、フリーダイヤルで通話料金はかかりません。

○野田警察署 ☎ 7 1 2 5 ・ 0 1 1 0

「オレだけど、至急お金が必要なんだ」
「警察ですが、カードを預かります」

振り込め詐欺に注意!!

「お金」、「カード」の話が出たら、詐欺です。
迷わず相談を!

振り込め詐欺 相談専用ダイヤル
0120-494-506
ヨラシヨール

受付：月～金曜日（祝日を除く）
8時30分～17時15分

安心して医療を受け

医療費を節約するために

医療費の増加が国民健康保険の財政を圧迫しています。医療機関の適正な受診を心がけ、医療費の無駄を減らしましょう。



かかりつけ医を持ちましょう

自分や家族の病歴や普段の健康状態などを把握してくれている「かかりつけ医」がいると安心です。病気になるったり、健康に不安を感じた時に、相談できる身近な医師を見つけ、気になることがあったら、まずかかりつけ医に相談しましょう。

重複受診をしないように しましょう

一つの病気で複数箇所以上の医院及び病院などを、同時期に受診することを「重複受診」と呼びます。重複受診すると投薬や注射が重複するなど、健康への悪影響が出る恐れがあります。さらに、治療へ支障を来たすことも考えられます。また、初診、検査料がもう一度掛かるため、医療費



の自己負担が増えるとともに、保険者である市の負担も増加し医療費の無駄につながります。

特別な事情がある場合（かかりつけ医から別の医院・病院を紹介してもらった）等を除き、重複受診は避けてください。

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック（後発）医薬品とは、特許が切れた先発医薬品と同じ成分を使って製造され、厚生労働省に承認された薬です。

価格は品目ごとに様々ですが、中には先発医薬品の半額以下の薬もあります。

ジェネリック医薬品を選択しやすいように、「ジェネリック医薬品お願いかード」を国保窓口で配布してい



ます。また、保険証更新時に同封している小冊子「国保のしおり」に印刷されていますので、切り取って医療機関等の窓口でご提示ください。薬や症状によって切り替えできないことがありますので、医師や薬剤師に相談してください。

特定健診を受診しましょう

病気を未然に防ぎ、健康を維持することは、ご自身やご家族の生活にとって大切であるとともに、医療費の節約にもつながります。



特定健診は生活習慣病の要因となるメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診です。国保に加入する40歳から75歳未満の方を対象に、毎年7月から10月に実施されます。

血圧、血糖、血液検査、尿検査、肝機能検査などの検査と喫煙歴などの生活習慣についての問診を行い、その結果から、メタボリックシンドロームの危険性のレベルを判定します。健診結果を活用して、疾病予防と健康づくりに役立てましょう。

特定健診を受診した方のうち、メタボリックシンドロームが心配される方へ、特定保健指導の案内をしています。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣をどのように改善したら良いか、保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、支援・指導等を行います。ぜひ、積極的に参加してください。

緊急時以外は診療時間内に 受診しましょう

診療時間外に受診すると通常の診療費用に加算料が加算されたりするため、医療費が高くなり、自己負担が増えてしまいます。

緊急時など、やむを得ない場合以外は、できる限り診療時間内の受診を心がけましょう。

領収書・診療明細書を 確認しましょう

どんな医療行為を受け、いくららの医療費がかかったのかを知ることができます。1割から3割の負担で受診された残りの費用は、保険者である市が支払いをしています。領収書・明細書で医療費を確認しましょう。

